

座間市教育委員会10月定例会会議録

- 1 開会日時 平成29年10月11日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 座間市役所5階教育委員会室
- 3 出席委員 教育委員長 馬場 悠男 委員長職務代理者 小井田 由美子
 教育委員 鈴木 義範 教育委員 滝 久美子
 教育長 金子 楨之輔
- 4 出席職員 教育部長 石川 俊寛 教育総務課長 杉浦 俊夫
 学校教育課長 小宮 美紀 教育指導課長 梶 弘之
 保健給食担当課長 佐々木 幹 教育研究所長 浜田 佐織
 生涯学習課長 浅野 寛 図書館長 金井 雄二
- 5 書 記 古川 武夫 小西 彩恵子
- 6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結 果
1	26	平成29年度末座間市公立学校県費負担教職員 人事異動実施要領の制定について	学校教育課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	提案説明者	結果
2	23	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—
3	24	県費負担教職員の人事異動について	学校教育課長	—

馬場委員長 ただ今より10月定例教育委員会を開会いたします。

お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

馬場委員長 それでは、会期は10月11日今日一日といたします。

次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に鈴木委員と小井田委員を指名いたします。

馬場委員長 それでは経過報告に移ります。経過報告について金子教育長お願いいたします。

金子教育長 (経過報告を説明する。下表のとおり。)

経 過 報 告

平成29年10月11日定例会

(前回定例会：平成29年9月13日)

実施月日	曜	事業(行事)等の内容	出席教育委員等氏名
9月13日	水	定例教育委員会	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、滝委員、教育長
9月13日	水	スポーツ文化振興財団第1回臨時評議委員会	教育長
9月14日	木	青少年健全育成大会起草委員会	教育長
9月16日	土	中学校体育祭	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、教育長
9月18日	月	第40回座間市福祉大会	教育長
9月27日	水	いさま会役員会	教育長
9月27日	水	臨時教育委員会	委員長職務代理者、鈴木委員、滝委員、教育長
9月27日	水	学校訪問B(栗原中学校)	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、滝委員、教育長
9月29日	金	市議会第3回定例会閉会	教育長
9月30日	土	小学校運動会	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、教育長
10月1日	日	座間市民レクリエーション緑ヶ丘地区大会	教育長
10月2日	月	教育委員会事務局職員辞令交付式	教育長
10月2日	月	学校訪問B(栗原小学校)	委員長、委員長職務代理者、鈴木委員、滝委員、教育長
10月3日	火	事後調整会議	教育長
10月4日	水	定例校長会議	教育長
10月4日	水	第2回県央教育事務所管内教育長会議	教育長
10月8日	日	第44回座間市家庭婦人バレーボール秋季大会	教育長
10月9日	月	座間市市民芸術祭参加吟道大会	教育長

馬場委員長 ありがとうございました。ただ今の経過報告についてご意見、ご質問等ございませんか。

それではご質問等無いようですので、以上で経過報告を終わります。

馬場委員長 次に議案の審議に移ります。

それでは、議案第26号「平成29年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領の制定について」、小宮学校教育課長お願いいたします。

小宮課長

平成29年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領の制定について、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第8号の規定により平成29年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を別紙のとおり制定いたします。提案理由は、平成29年度末人事異動を実施するにあたり提案するものでございます。

では、右のページをご覧ください。

平成29年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領（案）でございます。座間市教育委員会は、神奈川県公立学校教職員人事異動要領に基づき、平成29年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を次のように定めます。ここにごございます神奈川県公立学校教職員人事異動方針というのが、7ページに載っております。簡単にご説明させていただきます。

神奈川県教育委員会は学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。

では、5ページにお戻りください。かいつまんでご説明させていただきます。

1 異動の時期

転任採用を含む採用、配置換及び昇任は4月1日付け、退職は3月31日付けで行うことを原則とする。

2 転任及び配置換

- (1) 校種を異にする異動について積極的に行うものとする。
- (2) 他市町村との人事交流に努めるものとする。
- (3) 学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮するものとする。
- (4) 原則として同一校勤続3年以内の者は、異動の対象にしないものとする。ただし、校種を異にする異動及び特別支援学級担任予定者は除くものとする。
- (5) 同一校に多年勤務する者については、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続7年から9年を限度として異動の対象とするものとする。
- (6) 新規採用から同一校に多年勤務する者については、積極的に異動を行うものとする。その場合、非常勤任用と臨時的任用期間も含み、同一校勤続5年から6年を限度として異動の対象とするものとする。
- (7) 中学校においては、許可教科担任の解消を図るよう努力するものとする。許可教科担任といえますのは、実際にその教科の免許を持っていない者が県の許

可を得て原則1年、その教科に携わる、教えることができる者のことをいいます。現状、座間市には許可教科担任はおりません。現在は解消されております。

(8) 小学校・中学校から高等学校・特別支援学校への異動については、別に定める。

(9) から(12)に関しましては、実際の配置換に関する地域の部分、異動希望の申出の仕方等の具体的な内容になっておりますので、ここでは割愛させていただきます。では、ページをお捲りください。

3 新規採用

教員の新規採用にあたっては、当該学校の教職員構成を検討し許可教科の解消に努め、清新な気風を導入するよう配慮するものとする。

(1) 採用内申を行うにあたっては、次のことに留意するものとする。

ア 面接を行い、人物について把握すること。

イ 本人が有する免許状について確認すること。

ウ 現に職務を有する者については、その履歴、勤務状況について調査し、現所属長の発行する調書、履歴書等を確認すること。

(2) 新規採用教員の配置については、初任者研修制度を踏まえて、一般教員の配置換等移動計画を進めるなかで適切に行うものとする。

4 勸奨退職

勸奨退職については、別に定める要綱により行うものとします。この場合、その趣旨の周知をはかります。教員においては、勤続25年以上、年齢50歳以上の者が勸奨退職の対象となっております。

5 その他

この要領に規定するもののほか、任免そのほか人事に関する取扱い手続等に関する必要な事項は、別に定めます。なお、県教育委員会による県費負担教職員等人事異動要綱と差違が生じた場合は県に準じるものといたします。

以上で終わります。

馬場委員長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等がございますか。

小井田委員長職務代理者

2の転任及び配置換には(1)校種を異にする異動について積極的に行うものとする。と明記されています。これを見てすぐに連想するのが、「小1プロブレム」、「中1ギャップ」という諸問題です。これらを考慮し人事異動上の配置を工夫することで、より良い連携と接続を促進するように、トップに記されていることと思います。

これまでも、配置換や人事異動は行われています。ただ、そのほとんどが管理職というところで、実際に私が勤めていた学校には中学校から校長先生が見えられ、

中学校のことをたくさん教えていただきました、中学校での課題も非常に身近に感じ、自分たちの課題のように捉えることも出来るようになったきっかけにもなりました。では、一般の教員の人事の希望は、という話になりますと、やはり環境や負担の点で勇気がいることであって、非常に難しいことなのだと感じました。そしてそれ以上に壁になるのが、小学校、中学校の教員免許についてです。小学校と中学校両方の免許を持っているということは人事の前提条件になることと思いますので、両方持っている教員の実際の割合を教えてくださいたいです。よろしくお願い致します。

小宮課長 小学校においては、中学校の免許を持っている教員が、本務者の教員の中だけですと、248名に対し128名おります。割合は45.1%になります。ですが中学校では教科全般を見ることはできないため、教科によってだいぶ偏りがございます。多い教科で社会は、16.2%ですが、家庭科や技術になりますと市内でも1人ずつしかいない状態です。中学校の教員で小学校の免許を持っている者は、157名に対して14名ですので、8.9%というかなり低い数字になっております。

馬場委員長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。
それでは他にご質問等もないようですので、議案第26号は承認することで宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

馬場委員長 ご異議等無いようですので議案第26号「平成29年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領の制定について」は承認いたします。

本日の議案事項は以上です。
本日、協議事項はございません。
次に報告事項に移ります。

馬場委員長 お諮りいたします。
報告第23号「県費負担教職員の任用について」から報告第24号「県費負担教職員の人事異動について」までは人事に関する案件ですので、非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

馬場委員長 ご異議なしと認め、当案件は非公開といたします。

馬場委員長 報告事項は以上です。

馬場委員長 その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。
よろしいでしょうか。それでは、次回の定例会は11月8日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催します。
以上で10月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

（10時10分 閉会）